

令和4年12月

お客さま 各位

結城信用金庫

「ユーシン年金定期規定」の改定について

平素より結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「ユーシン年金定期規定」につきまして、下記のとおり改定させていただきます。

なお、この規定は、令和5年1月4日（水）以降、新たに「ユーシン年金定期」を作成頂いたお客さまに適用されます。

今後とも、お客さまへのサービスの維持向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和5年1月4日（水）

2. 改定内容

- (1) 自動継続定期預金となります。満期日以降も定期預金としてお預かりさせていただきます。
- (2) 当初預入金額で自動継続され、満期お利息は年金受取口座へご入金となります。（元金継続といいます。）
- (3) 満期のご案内ハガキは発送されません。
- (4) 自動継続後の利率は、ご継続日における当金庫スーパー定期の店頭表示金利となります。
「ユーシン年金定期」としてお預かりするためには、お作りかえが必要です。当初満期日以降、いつでもお作りかえいたしますので、担当者や窓口へお申し出ください。

新旧対照表は、[こちら](#)からご確認ください。

以 上